

平成13年第4回藤岡市議会定例会会議録（第1号）

平成13年9月4日（火曜日）

議事日程 第1号

平成13年9月4日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて
(平成13年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号)
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第52号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第53号 藤岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第10 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第55号 土地の取得について
- 第12 議案第56号 市道路線の廃止について
議案第57号 市道路線の認定について
- 第13 議案第58号 平成13年度藤岡市一般会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第59号 平成13年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第60号 平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第61号 平成13年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 平成13年度藤岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第63号 平成13年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第64号 平成12年度藤岡市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第65号 平成12年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第66号 平成12年度藤岡市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第67号 平成12年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
議案第68号 平成12年度藤岡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第69号 平成12年度藤岡市学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成12年度藤岡市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成12年度藤岡市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成12年度藤岡市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成12年度藤岡市水道事業会計決算認定について

第19 請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
22番	大戸敏子君	23番	吉田達哉君
24番	久保信夫君		

欠席議員（1人）

21番 川野盛幸君

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中新一君	総務部長	新井千文君
市民生活部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員	小林勇君	監査委員	久保信夫君
監査委員			
事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
課長補佐兼 議事係長	宮澤正浩		

開 会 の あ い さ つ

議 長（木村喜徳君） おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕めっきり涼しさを感じさせる季節となりました。本日、平成13年第4回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてお忙しい中、全員に近いご出席をいただきまして開会できますことを心から感謝申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告1件、諮問1件、議案22件、請願1件でございます。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のあいさつにかえさせていただきます。

なお、残暑厳しい折でございますので、軽装で議会に臨みたいと思っておりますのでご了承願います。

開 会 及 び 開 議

午前11時3分開議

議 長（木村喜徳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成13年第4回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（木村喜徳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（木村喜徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において15番青木寛君、17番針谷賢一君、18番山田一友君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（木村喜徳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 本日、平成13年第4回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところをご出席賜り、心からお礼を申し上げます。

21世紀を迎え、我が国も国際化、高度情報化、少子高齢化等さまざまな重要課題を抱え、また、バブル崩壊後の長引く不況の中、依然として先行き不透明な時代に、この4月発足しました小泉内閣は聖域なき構造改革を断行しようとするなど我が国の将来を憂いておるところであります。不良債権処理の問題を初めとして、一時は回復基調と言われた日本経済も再び低迷しており、株価の下落や失業率の高水準化など不安定要素が数多くあらわれており、今後の国政の推移に注目が集まるところであります。

一方、地方自治体においては昨年の地方分権法の施行によりまして、その存在自体が問われ、真の住民自治の確立が急務とされてまいりました。住民にとって豊かで、しかも安全で安らかに暮らせるまちづくりを目指して、生活環境の充実を図っていくことが必要不可欠であると思っております。地方分権の進展とともに各地で合併協議会や研究会が立ち上がるなど、今後の最大課題として検討段階を迎えているところであります。地方自治体は、今後十数年間で大きく変貌していくことであろうと思っております。いずれにいたしましても、行政としては効率的かつ機能的な運営と、より質の高い市民サービスが提供できるよう心がけていく必要があるのではなかろうかと思っております。今後とも、個性豊かで活力に満ちた魅力あるまちづくりを進めていきたい所存でありますので、議員各位の一層のご尽力とご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

本議会に提案申し上げましたのは、平成12年度一般会計決算をはじめ、平成13年度各事業の補正予算といずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（木村喜徳君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 針谷賢一君登壇）

議会運営委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について、報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により8月31日委員会を開催し、本日招集となりました平成13年第4回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、報告1件、諮問1件、議案22件、請願1件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、報告第14号、日程第7、諮問第2号、日程第9、議案第53号から日程第11、議案第55号までの3件、日程第13、議案第58号から日程第15、議案第60号までの3件及び日程第17、議案第63号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第8、議案第52号につきましては、単独上程、単独審議、委員会付託及び討論を省略し、即決願います。日程第12、議案第56号、議案第57号と日程第16、議案第61号、議案第62号につきましては、一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。次に、日程第18、議案第64号から議案第73号までの平成12年度決算認定10議案につきましては一括上程、提案説明、監査委員の監査報告の後、総括質疑を行い、決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。日程第19、請願につきましては、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、9月13日、議事日程（第2号）一般質問は12名の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から18日までの15日間とすることに決定しました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案並びに請願の付託まで行い、9月5日から9月12日休会とし、この間において常任委員会と決算特別委員会を開催して、付託議案並びに請願の審査を願います。9月13日と9月14日は本会議を開き、一般質問を行い、9月15日から9月17日まで休会、9月18日に本会議を開いて、決算特別委員会委員長報告及び付託請願に対する委員長報告を願い、質疑、討論、採決をして、今定例会を閉会することに決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。9月5日、経済建設常任委員会を午前10時から、9月13日と9月14日は決算特別委員会を午前10時から開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（木村喜徳君） 日程第5、諸報告をいたします。

川野盛幸君から9月4日、一身上の都合のため本日の議会に出席できない旨の欠席届が議長宛に提出されておりますので、ご報告いたします。

その他につきましては、事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 諸報告を申し上げます。

初めに、監査委員より平成12年度5月分及び平成13年度5月、6月、7月分の例月検査報告書が議長宛に提出されております。また、株式会社藤岡クロスパーク、藤岡市農業振興株式会社より平成12年度の決算書が提出されております。それぞれ、議員控室に備えてございます。

次に、今期定例会に提出されているものは、報告1件、諮問1件、議案22件、請願1件でございます。

次に、任期満了に伴い議長宛に推薦依頼のありました富岡・万場整備促進期成同盟会委員に片山喜博議員、金子勝治議員、佐藤淳議員、笠原史嗣議員、斉藤千枝子議員、木村喜徳議員、青柳正敏議員、青木寛議員、新井雅博議員、山田一友議員、塩原吉三議員、久保信夫議員を、また、仮称郷土博物館建設専門委員会委員に片山喜博議員をそれぞれ報告しましたので、ご了承願いたいと思います。

次に、前期定例市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告は終わります。

第6 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

（平成13年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号）

議長（木村喜徳君） 日程第6、報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成13年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） 報告第14号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成13年度藤岡市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、前年度の精算で支払基金から受領した老人医療給付金の概算交付金の実績を超過し、この精算金を8月10日まで返還するため、地方自治法第179条第1項の規定により、8月1日付で専決処分をさ

せていただいたものであります。

今回の補正は、第1条に示してございますとおり歳入歳出それぞれ1億2,386万5,000円を追加し、総額を45億3,546万5,000円とするものであります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第3款の諸支出金、第1項償還金で、前年度老人保健医療費交付金の超過分を社会保険診療報酬支払基金に返還するために769万4,000円、第2項繰出金では、一般会計繰出金で1億1,617万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入のご説明を申し上げます。第1款の支払基金交付金では前年度審査支払手数料精算分で80万8,000円、第2款の国庫支出金では医療費負担金の前年度精算分で4,537万2,000円、第3款の県支出金では医療費負担金の前年度精算分で127万5,000円、第5款の繰越金では7,641万円をそれぞれ追加するものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第14号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成13年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第1号）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、報告第14号は原案のとおり承認されました。

第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長(木村喜徳君) 日程第7、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、伊澤敏さんが平成13年11月31日をもって任期満了になるため、再任願いたく議会の意見を求めるものであります。

伊澤さんは藤岡市藤岡に居住されており、昭和5年生まれ的女性で70歳であります。主な経歴を申し上げますと、藤岡女子高校を卒業後、家業の酒店を手伝う傍ら県女性ドライバークラブ理事や県法人会婦人部副部長、藤岡関税会婦人部長を歴任され、昭和61年から保護司として犯罪者の更生や犯罪の予防に現在もご活躍中であります。

また、平成7年12月より人権擁護委員として活躍中であり、人格、識見ともに高く、地域の信望も厚く、地域実情にも通じており、人権擁護委員として適任と思われれます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号については委員会付託を省略

することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、諮問第2号は異議ない旨、回答することに決定いたしました。

第8 議案第52号 教育委員会委員の任命について

議長(木村喜徳君) 日程第8、議案第52号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 議案第52号藤岡市教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により教育委員の任期は4年と定められており、9月30日をもって田沼武士氏が任期満了となります。その後任として清水基衛氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

清水氏は、藤岡市保美に居住されており、昭和10年生まれの66歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和28年に群馬県立藤岡高等学校卒業、昭和33年に早稲田大学第一理工学部土木工学科を卒業され、同年に川崎市役所に入所されました。その後、東京都交通局、群馬県伊勢崎土木事務所長、群馬県企業局経営企画課長、群馬県前橋土木事務所長を歴任され、平成7年3月に退職されたものであります。このような経歴の持ち主でございますので、選任いたしたくお願い申し上げます。

以上、簡単であります。提案説明といたします。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本件については討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより採決いたします。議案第52号教育委員会委員の任命について同意を求めるのは、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第52号教育委員会委員の任命について同意を求めるのは、これに同意することに決しました。

第9 議案第53号 藤岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第9、議案第53号藤岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第53号藤岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

最近の経済情勢等を踏まえ個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人住民税について長期所有上場株式等の譲渡所得につき特別控除を行う特例措置を講ずる必要があるため、地方税法の一部改正が行われました。これに伴い、藤岡市税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正の要旨につきましては、個人住民税について所得割の納税義務者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合においては、当該上場株式等にかかわる譲渡所得の金額から100万円を控除することです。

以上、簡単ではありますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第53号藤岡市税条例の一部を改正する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第54号 工事請負契約の締結について

議長（木村喜徳君） 日程第10、議案第54号工事請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

（教育部長 斎藤稔一君登壇）

教育部長（斎藤稔一君） 議案第54号藤岡第一小学校体育館改築工事請負契約締結についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。藤岡第一小学校体育館は昭和33年建築で老朽化が進んだため、教育環境を整え、また、学校開放及び災害時の避難場所としての機能を充実させるため改築工事を行うものであり、鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり2階建て、延べ床面積1,417.

52平方メートルでございます。

本議案にかかわる工事は、去る8月10日に入札を行ったところ2億7,100万円で塚本建設株式会社が落札いたしました。なお、仮契約につきましては、落札価格に基づき8月13日に締結しております。

以上、簡単でございますが提案説明といたします。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 議案第54号について、何点が質問をさせていただきます。

6月の議会でもプールの契約議決の際にもいろいろ質問をさせていただきましたが、今回またこのような形で一括発注ですか。冒頭市長が申し立てたとおり失業率が5%を上回るというようなこの経済情勢の中で、私は以前にも申し上げましたけれども、できるだけ大勢の人に薄く広く仕事が発注されることが好ましいのではないかという考え方を申し上げてきましたけれども、なぜ分離発注をしていただけないのか、その点について1点伺います。

それと、今回、塚本建設株式会社ということでありますけれども、以前、塚本市長が1期目の選挙中に不特定多数の大勢の皆さんに選挙を通じて約束していることがあります。平成6年6月8日の朝日新聞に、「選挙期間中、朝日新聞社の取材に対し、市長就任後塚本建設は公共事業を受注しない、立場は完全に区別していくなどと語った。当選後の4月25日、当選証書を受け取った際にも同様の発言をしていた。」という記事もあるわけですが、塚本建設が受注をしてはいけないということではないと思うのです。それぞれの企業が、みんな企業努力をして仕事をしているわけですから、その辺は問題ないのですけれども、別の問題として大勢の市民に公約をした、この公約という問題について市長はどのように考えているのか。いつどの時点でこの公約を撤回をして、こういう形での受注をしているのか、その辺について市長に伺います。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

一括の発注にしたということの中で、積算上の問題についてお答えをさせていただきます。これは、一括と分離があるわけですが、一括で発注することの経費の削減を図ることを目的として積算をいたしました。一括と分離で差がどのくらいあるかと申しますと、約200万円の金額の差がございます。

以上です。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 佐藤議員の質問でございます。

私も平成6年に立候補をして、そしてそのとき市民の皆さんにそうした公約もし、完全にそうした形の中で推移をさせていただいて、1期目を経過する中で、市民の皆さんやあるいは業界、いろいろなところから「なぜ塚本建設に入札指名をしないのだ。」こういうことまでいろいろ出てまいりました。「別にそのことが行政の中で問題ではないのに不自然ではないか、塚本建設と市長というのはどういう関係にあるのだ。」こういうことで、「私は完全に分離した考え方でおります。」ということでおりました。諸般のそうした問題を含めてそうしたことの入札執行に当たっては、そうした問題で進めていきたいということで、当初、1期を過ぎて2期目にそういう考え方を持って、今まで執行してきているつもりでございます。

以上です。

議長（木村喜徳君） 佐藤淳君。

8番（佐藤 淳君） 1点目の分離発注の問題ですが、都市建設部長の方から200万円の経費の縮減ができた、これはプールのときも同じような答弁だったのです。まず、これは1%にも満たないのです。それよりも、やはりこういう時代だからいろいろな人に薄く広く仕事を発注して、その中で経済効果ということの方が、私は今の時代では大切ではないかと思っております。それだとすれば、これは一部事務組合の方ですが、病院の関係がありますが、これは分離発注しました。全体の金額でいけば、金額の大きなものを一括発注することによればかなりの経費の縮減ができると思うのです。分離発注を試みたり、一括発注を試みたり、全くその辺の整合性が私には理解できないのですけれども。

ここに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」というものがあります。この法律に沿って、平成13年度小泉内閣になって7月10日に閣議決定されたもの、いわゆる国の要望というか指導というか、この中に「中小建設業者に対する配慮。特に公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。また、地元建設業者、専門業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割発注を行うよう努めるものとする。」いわゆる、こういうふうにやってくださいという国からの指導が来ているわけです。この辺についての整合性というか考え方は、どのように執行部側は考えているのか、その点についてもお聞かせください。なぜ、今回の体育館は一括発注で、これは一部事務組合ですけれども病院はなぜ分離発注なのか。その

辺について明確な答弁をお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

工事の分離発注をすることによって、薄く広くいろいろな企業にというご指摘かと思えます。病院の方の細かい資料がございませんけれども、まず、中小企業のそうした業者に対する配慮というのは、いろいろな意味で藤岡市の場合には土木・建築小規模な工事が非常に多いものですから、Aランクの工事よりもB、Cというような工事の方が圧倒的に多くて、そういったものについてはかなり配慮して発注をしているわけでございます。

それから、国の方の方針の中に、確かに分離発注が可能なものについてはということがありまして、例えばプールのように建築工事、それから主体が大きい水道の工事だとか、そういった工事が大きいものとか、いろいろな工事の工種によって分離発注した方がいいものの中にはあるかと思えますけれども、いろいろそういったものを勘案した中でやっているかと思えます。病院の場合には、やはり病院の建築とその他のいろいろな工事が専門性を持っているということもあってやられたのではないかと思えます。そのような考え方の中で、病院の方については、私が直接かかわっておりませんが、中小の企業についての配慮というものは極力してきているわけでございます。

分離発注については、いろいろ考え方があるかと思えますが、経費の節約の面だとかいろいろな面で、主に一括して発注するという形式を現在とっておりまして、ただ工種によっては分離のものもあるということでご理解いただければ、ありがたいと思えます。

よろしくをお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 今の答弁ですと、工事のいわゆる中味、内容等によって一括発注したり分離発注をするのだということですね。内容によって、それは一括発注した方がいろいろな工事がうまくいくというか、いろいろその辺で中身によって分離発注と一括発注をきちんと分けて、精査して発注しているという答弁に聞こえたのですが、それで間違いありませんか。

それでは、お聞きしますが、平成7年の9月議会ここでこれと全く同じ種類の工事契約がありました。当時の議案第54号、全く今回と同じ番号なのですが、平井小学校の体育館建設工事の請負契約の締結、このときに市長はこの提案理由の中で、工事については建設工事、機械設備工事、電気設備工事を分離発注とするとはっきり言っているのです。今回、第一小学校の体育館ですから、全く同種類の建物、内容についてはそれほど大きな差はないと思えますけれども、この辺についての整合性についてもう一度明確

な答弁をお願いいたします。これは、市長の裁量権の中でやっているのだ、ある意味では私の裁量権なのだ、私の思うとおりにやるのだ、それを裁量権と言えばそういうふうには理解もできますけれども、事公の長がやっていることですから、その裁量権についても基本的な考え方を持って、一本しっかりした軸を持ってやるのが、その中での裁量権の行使をしていただくのが、適当な裁量権の行使かと私は考えておりますけれども、その裁量権というものについても、どのように市長が考えているのか、その辺についても答弁をお願いいたします。

今後についてどういう方針でいくのか、これについても明確な答弁をお願いいたします。本来でありますと、築後43年経過しているということでもありますから、この議案についても十分建て替えしなくてはならないということは理解をしておりますけれども、その辺のところについて明確な答弁がいただけないと賛成できませんので、何とか今後について分離発注をしていただけるのか、その辺について明確な答弁をお願いをして質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助役（柵木 孝君） 佐藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成7年9月議会で、議案第54号、平井小学校の工事請負の議案があった。今回も同じ小学校の工事請負だということで、その辺の整合性ということなのですが、ご存じのとおり、時代も大分流れております。分離と一括の違いというものもあるのでございますけれども、やはり先ほど都市建設部長が言ったように、経費の面だとか事務的なそういうものの連絡調整とか、そういうものは、やはり一括の方が連絡が取りやすい。分離発注した場合には事務の流れの調整というものが、当然煩雑になってくるわけでございますので一括の方がよしい、こうすることで今回は進めたことでございますので、ひとつご理解をお願いいたしたいと思っております。

（佐藤議員より「今後はどうするのだ。」と発言あり）

今後の方針については、今、ここで私からこうだと言うことは答弁できませんので、十分に内部調整を図っていききたいということで、答弁にかえさせていただきます。

（佐藤議員より「答弁にならないのだよ。答弁くださいよ。

その辺の整合性をきちんと、はっきり。濁さないで。」と発言あり）

（議員より「答弁漏れ、答弁漏れ。」と発言あり）

（議員より「休憩願います。」と発言あり）

議長（木村喜徳君） 暫時休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時54分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 先ほど来より佐藤議員の質問、また議論、いろいろ承っております、私は長い歴史の中で建設業界がいろいろな形で、いろいろなところで、分離発注だあるいは一括発注だというのがございます。決して一括発注をすることによって、このことが発注するときに一番いい、そういう考え方ができたときに一括発注をし、そしてこの仕事は分離発注でもいい、こういう議論を、こういう見解のもとに裁量権の中で執行しているわけでありますから、それは見解の違いもあると思います。まず第一に、一括発注するときにはかなり軽減される経費、この問題もあるし、現場での複雑さ、あるいは事務連絡いろいろの問題の複雑さ、こういうものもあります。また、それを超えて分離発注をする、そういうときには、その現場においてこれは必要であるから分離発注する、それは裁量権の中でやるべきだと思います。

以上、答弁といたします。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 議案第54号の工事請負契約の締結について、聞かせていただきます。

先ほど市長の答弁の中にありましたように、ケース・バイ・ケースだ、分離発注のときもあれば、一括発注のときもある。一括発注も分離発注も、その根拠というものがあると思うのです。先ほど市長は、分離発注でも一括発注でもケース・バイ・ケースの中でやっているということを言っていますけれども、その根拠にあるのが、民間であれば民間の施主が、自分の裁量権の中で好き好きに発注できるかもしれません。10項目ぐらいある工種の中で分離発注をすれば、実際には高くなってしまおうと思うのです。だけど、今回は根底にあるものが、この公共の工事の中でやっていることなのであって、一番何が言いたいのかと申しますと、藤岡市が平成13年度から公共工事のコストの問題についてかなり前向きに取り組んでいるということで、庁内プロジェクトもつくってやっているということでございますけれども、その辺についてのコストの反映とか、分離と一括がどちらがコストがかからないとか、その辺の根底のことを先ほどからお答えしていただけてないと思うのです。その辺についてのまず見解を聞かせていただけますか。

議長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） お答えをさせていただきます。

コストの問題でございますけれども、分離発注と一括発注で金額が違ってくる。その何が変わってくるかといいますと、経費の問題です。各金額が小さくなると経費の率が高くなる。金額が大きくなると経費の率が小さくなるというのですか、率が変わってくる。そういう中で積算しますと、一括発注の方が経費は削減できる。そういう中身でございます。

議長（木村喜徳君） 暫時休憩します。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 1 分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

10 番（笠原史嗣君） 先ほどに続きまして、先ほど部長の方から答弁がありまして、分散をして分離発注をしていく。大体、建築本体があって、電気工事関係とか、給排水設備とか、空調とかになると思うのです。そうすると、それぞれの業者ができるわけなので、それに対するの経費がかかってくることになるから、一括発注の方がコスト的にも安くなる、経費も削減できるということでご回答をいただいたわけなのですけれども、先ほど市長の佐藤議員に対する答弁の最後のときにもありましたように、ケース・バイ・ケースでやっていくということと言ったわけなのですけれども、そうなりますと、我が市のトップの見解の部分と先ほど部長の言っている答弁との整合性が見られないのかと私は思います。分離をしない方がいいということで部長は言っているわけですが、市長の方でいきますと、ケース・バイ・ケースでやっていくべきだと言っています。

実際は、一括発注にしてしまった方が、間違いなくコスト的には安くなると思うのです。ただ、そのときに先ほど佐藤議員からも出ていましたように、こんな経済情勢の中、昔でいけばJVだとか共同企業体で工事をやっていた時期もあったと思います。それが、流れの中でこういう形になってきたと思うのです。ただ、市内業者の中で一括発注にしてしまいますと、例えば下請の業者という中でいきますと、どうしても全部の市内の業者とおつき合いしているわけでもありませんから、なかなかその部分で片寄ってしまうところというのがあると思うのです。だから、間違いなく分離がいけないということではなく、今後は分離も考えた中で公共工事というものもある程度考えていかなければいけないのではないかと私はこう考えるわけなのです。そうすることによって実際のコストを下げていく

ときに全体発注をした方が安くなるかもしれませんが、分離発注にした中でも、例えば入札方法などのやり方を変えていくとか、一般競争入札を取り入れていくということにしていけば、おのずとコストも下がっていくと思うのです。これは、今、国も言っていることだと思うのですけれども、その辺についての答弁をお願いしたいのです。

ただ、あくまでも部長の方は分離発注するよりも一括発注の方がいいからというお話なのですけれども、市長の答弁でいきますとケース・バイ・ケースということなのですけれども、その辺の一貫性が見られないと困るのですが、私は、先ほど今、言いましたように分離発注も視野に入れた中で、今後考えていくことがいいのかと思いますので、その辺についてご見解をお聞かせください。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 笠原議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど私の答弁の中で、今後は一括と受け取られた面があるかと思いますが、今、昼食中にも協議をさせていただきましたけれども、そういう意味ではございませんので訂正させていただきますと思います。分離も含めまして、工事の内容や種類によりまして発注をしていくという考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回につきましては、一括とさせていただきましたのは、大変財政事情も厳しい中でのコストの削減ということで、今回はそういったメリットがあるということで、一括発注をさせていただきました。また、先ほども申し上げましたけれども、病院の関係等設備費が非常に工事費の中でウエートが高いケースにつきましては、分離発注もあり得るということでご理解をいただければと思います。それで、発注の方式については最終的には発注者の裁量行為ということになるかと思いますが、その辺につきましてもよろしくご理解のほどをいただきたいと思います。

それと、コストの削減対策でございますけれども、今、国におきましてもご案内のとおり大変大きな問題になっておるかと思ひます。市におきましても今年の6月だったでしょうか、検査課をはじめといたしまして工事関係課の係長、担当クラスを中心としまして検討委員会を発足させていただきました。問題になっております電子入札、一般入札あるいは単価の件も含めまして、こういった中で検討させていただきたいと思ひております。その上で、指名委員会や庁議等で検討した上、今後の方向を出していきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（木村喜徳君） 笠原史嗣君。

10番（笠原史嗣君） 先ほどより大変わかりやすいご答弁をいただきました。

指名業者、これはかなりいろいろあると思うのです。例えばサブコン的な電気から水道

からガスから、いろいろな業者がいると思うのですけれども、あくまでも今、こういう状況のご時世でございますので、あくまでも市内業者育成という部分をかなり念頭に置いていただきたいと思います。そういう中でも、今回も指名入札をしたのだとは思いますが、先ほど昼休み中に、ちょっと指名業者もある程度調べさせていただいたのですけれども、その中で市外業者が3社入っているわけです。今、藤岡市で大きな工事、これは一部事務組合の方ですけれども病院があって、この間、起工しましたけれどもプールは鉄建建設がやっていますね。向こうは大成建設ということでやっていますけれども。その両方の工事、多分全部地元の業者でできると思うのです。だから、そういう部分からやっていくことによって地元業者の育成も図れますし、その中で各種下請から何からなるべく地元の経済状況を潤すような形でやっていくことが、今後藤岡市、例えば外部のゼネコンがここに来てやっても税金をここに落とすわけでもありませんし、なるべくなら地元の雇用をしていくべきだと私はそう思います。そういう中で、なぜ今回指名業者などでも市外業者を入れなくてはいけないのか、その辺をちょっとお聞きしたいことがまず1点です。

それと、先ほども答弁していただきましたので、今後はそういうことで検討委員会を庁内につくって今やっていると思うのですけれども、その辺も含めた中で市長に今後の見解等をお聞かせ願って、私の質問を終わらせていただきます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） お答えをさせていただきます。

最初に市外の業者をなぜ指名したかということでございますが、ご案内のとおり今回の工事につきましてはAランクということで、最低7社以上というのが基準でございます。それで、市内の建築関係のAクラスの業者が2社、それからBクラスが全部で5社ありますけれども、この中で建築の実績がある企業が3社。2社につきましては建築と土木の割合が非常に片寄ってしまっていて、建築の比率が10%前後という数字になっております。そういった実績のある業者を3社選定させていただきました。それで、全部で5社でございます。最低7社以上ということでございましたので、あと最低2社以上ということで3社を選定させていただきました。

業者につきましては、池下工業・佐田建設・宮下工業の3社でございますけれども、それぞれ平成10年以降、体育館等の工事を請け負っておりまして、実績等のある業者を責任ある体制の中でやっていきたいということで選定をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 笠原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

業界というか、それぞれの分野があるわけでありましてけれども、非常に時代とともにいろいろな動きが出てきて、また修正をしなければならないようなところもいっぱいあるわけでありまして。したがって、根本的には、私は施工能力とかそうした品質管理をしていく上にも非常に重要なそれぞれの資格を持ったり、いろいろな形の中でランクが決まっているわけでありまして。これは国から始まって、県・市町村、国に倣った審査方法で審査が行われているわけでありましてから、一概にこれがこうだということになりますと、建設業を持っているから何でもかんでも、だれでもできるからというわけにもいかないかと思えます。それは、やはり区分があって、内容がこういう分野はどういう業者を選定すべきかという基準を一応は、国あるいは県・市、そういうものは独自に持ってやっているわけであり、それをできる限り尊重しながら、そしてまた流動的にも工事の内容等を把握してやっていく必要があるのではなからうかと思っております。確かに、笠原議員も業界の中では十分ご理解はいただいていると思えますし、私どももそんな過去の経過の中で十分そのことは理解して、今、やっているつもりであります。

今後の分離が単独かという話も、やはり先ほど申し上げましたいろいろなケースがあるわけであり、その問題のウエートという部分も十分考慮しなければいけない。そういうところで、それは一括でやればできる、あるいは分離した方がいいという議論はいろいろあると思えますけれども、私はケース・バイ・ケースで、例えば先ほど佐藤議員が藤岡総合病院を分離でやっているのはなぜだという話をしておりましたけれども、やはり相当なウエートがかかってきている。分離して、そして専門的にも、そういう難しい仕事ということになる。例えば今の体育館においてはそんなに難しくはないけれども、一括でやった方が現場管理、あるいは経費的なものの削減も図れるということで、ケース・バイ・ケースで判断をさせていただきたいと思っておりますし、今後もそんな考え方の中でやらせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） ご質疑願います。

三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 議案第54号につきまして、何点か質問をさせていただきます。

第一小学校の体育館は、第一小学校区の父兄の皆さん、児童が心待ちにしていた体育館施設でありまして、老朽化がひどく雨漏りや補修を繰り返してきている。いろいろあそこで催し物をしたり、藤岡市民の方も懐かしい、歴史のある施設であります。そこで私も第一小学校区で、子供も2人入学し、卒業しました。さまざまな行事にも参加させていただきました。そういう点から、第一小学校の体育館の建てかえについては、当時第一小学校区としてここにいる反町議員や私たちが大賛成をしたのです。そういう署名活動にも参加

をしました。そういう経過をしましてやっと建て替えが決まり、大変喜ばしいことであります。

先ほど、平成6年に塚本市長が市長選に立候補したときに、私の親族会社は指名競争入札に参加して工事をとりませんと言われたことは、やはり私も記憶しております。そのときに、さすがに藤岡市の長となられる、あるいは候補者として立派な態度だと感銘を受けたのです。それから月日が流れて、平成10年に2期目の市長選に立候補され、皆さんご存じのとおり市長として市政を預かっている立場にある。そこで、最初に塚本市長が2期目に立ったときに、市民の多くの方から「そんなに禁止にしていることではないではないか。親族会社も、もう指名に参加して。」という声があったので、それから塚本建設も指名をしていただいて、受注活動に入った、そういうふうには先ほどはおっしゃいましたね。その時点で、塚本建設株式会社代表取締役塚本健次さんは、現市長の実兄であるとお伺いしております。そして、その平成10年の市長選のときに、塚本市長はどこに居住されておったのか、1点目としてお伺いしたいと思います。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 三好議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほど佐藤議員のときにお答えした考え方と、それからお答えをした内容に変わりはありません。しかし平成10年に再選されて、そして確かこの議会の中でも質問が出たと思います。なぜ、そう言って塚本建設を指名しないのか。逆に言ったら、それは不当な差別行為ではないかということまで、質問の中に出てきました。私も、そういうことを十分考慮しながら、したわけであります。

もう一つ、今どこに住んでいるかということ、そのことは住所を見ればわかりますので、お答えはする必要はありません。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 明快なお言葉をいただけませんでした。私の承知しているところでは、恐らく、平成12年に住所を移動していなければ、ずっと塚本建設株式会社の敷地内、もしくは隣接地に塚本健次現社長と、隣接した場所で生活をされているということだと思えます。もし違うのでしたら、後で否定していただきたいと思えます。

私は、平成6年のときにそのような感銘を受けたのですが、今のように市民の間から、親族会社である塚本建設だけが厳しい思いをするのは気の毒だ、差別ではないかと今おっしゃいましたが、そのとき現市長の塚本さんは、市民の誤解を招かないためにも今の居住地から離れて、それを市民の前に示すのが首長としての資質だと、私は常識的にそう考えます。これは私の常識です。ちなみに、高崎市の松浦市長はパン屋だとお聞きしました。

そして、その事業所の中に住んでいたけれども、市長になられるときに市民にあらぬ誤解を与えてはいけない、そういう懸念を払拭するために引っ越されて現職につかれた。これが地方自治体の大統領とも言われている権限を持つ首長の見識だと私は思うのですが、この辺について2回目の質問といたします。お答えください。

議長（木村喜徳君） 市長。

市長（塚本昭次君） どういう視点でそういうことを言っているのかわかりませんが、私は今、小林402番地に居住し、そしてそれは私自らの自宅であります。なぜそういうことが必要であるか、そんなことはお答えする必要はありません。

議長（木村喜徳君） 三好徹明君。

1 番（三好徹明君） 誤解を恐れないで言えば、世間一般の常識論で話せば、先ほども言いましたように指名権限を全部持つ市町村長の首長は、すべての情報を一手に管理し、知り得る立場にあります。その方が、親族会社といえ同じ屋根の下に居住して、二家族あるいはお兄さんとも会食されることもあるでしょう。お酒が好きなようですから、もちろんそういうこともあるでしょう。そのときに、あまり市の守秘義務的な話が出たら大変だということでもかなり緊張されて、肩から荷物がおろせないのではないかと、私ならそう思うのです。個人的なことではなくて、これは極めて市民にそういう不信感だとか懸念を持たれるような、今のお立場ではないか、私はそれを心配してご忠告申し上げたわけです。

ですから、これからどうなるかわかりませんが、さらに市政を担当されるのであれば、ぜひとも離れられた方がよろしいのではないかと思います。

以上で終わります。

議長（木村喜徳君） 市長。

市長（塚本昭次君） 言論は自由でございますから何を発言してもいい、こういうところであろうとも思います。しかし、私は信念を持って区分をし、そして自分の責任において今の市長職というものを全うしているつもりでございます。あなたからそういう指摘をされるまでもなく、十分そういうことは踏まえながらやっているわけであり、少し越権的な発言ではないかと解釈するわけであります。今後、そういうことで市民の皆様方にはしっかりわかるような、そうしたものを唱えながらやらせていただきたいと思っておりますので、誤解のないようお願いをしたいと思います。

以上です。

市長（木村喜徳君） ご質疑願います。

青柳正敏君。

1 4 番（青柳正敏君） 今、親族会社についてというような形の中で論議がされてきたわけでありますが、市長が立候補する前におきましては、この塚本建設株式会社の役員をなさ

っておられたのではないかと自分は理解しております。そして、市長に当選という中で、立候補の時点が、その前かわかりませんが役職を退かれた、こう承知しております。その塚本建設株式会社の役員をおりたことは理解しているわけでありませうけれども、私が入手しました資料によりますと、現年度においては変わっているかもしれませんが、資料によりますと42万株の塚本建設の株式が発行されているという中で、市長が10万5,200株。それで、祝子さんという方は奥さんですか、この方の名義が3万6,000株。そうするとご夫婦で14万1,200株、こういう塚本建設の株式を取得している。そうすると、塚本建設の総発行株式数42万株に対しまして、3分の1以上を市長ご夫妻が取得している。こういった会社に工事請負契約を結ぶということは、非常に誤解を招きやすいおそれがどうしても禁じざるを得ないと理解するわけですが、この点につきまして市長はどのように感じておられるのか。

また、行政といういろいろな規約の中で、こうした3分の1以上持つ、またはこれが今後どう変わるかわかりませんが、半数または絶対的な数字の持ち株比率というものを取得した会社へということが起きたときにどうするのかといった、規約なり何なりがありましたら、お聞かせいただければと思います。

それから、平成13年7月10日付で、小泉内閣の閣議決定という中で中小企業者に関する国との契約の方針という中で、先ほども佐藤議員の方からご指摘がありました、こういった社会情勢・経済情勢の中で、国でもそうですけれども地方においてもなるべく分離発注を進めていただきたいという国としての地方自治体に対してのお願いということですが、国が地方にお願いをするというのは、言葉ではお願いかもしれませんが、指導とか要請と受け止めるべきではないかと思えます。そういう中で、藤岡市においてはケース・バイ・ケースで、その発注者の裁量権行使によって分離または一括というものをしていくのだ。そうすると国の方針に逆らうような形の中で、藤岡市は行政を進めていく、こういった事態を非常に危惧されなければならないのではないかと思えますけれども、この点について市長はどのような考えを持って、このケース・バイ・ケースということを行っているのか、この点についてお聞かせ願いたいと思えます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 青柳議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、市長にということですが、前段で回答させていただきたいと思えます。

まず、親族会社というか、そういうご指摘がございました。地方自治法の中で、市と請負契約する場合には、主たる事業でいろいろ規定がございまして、その規定に基づいて藤

岡市といたしましては発注したり契約をさせていただいておりますので、その点ぜひご理解をいただきたいと思います。

それから、前市長の吉野市長も塚越土建の前の社長とはご兄弟だと記憶しておりますけれども、そういった中でもかなりの発注等もされておまして、そういった問題は、あまりそのときには出なかったのかと記憶しております。

それから、3番目の小企業への発注の問題ですけれども、この問題につきましては先ほども申し上げましたけれども、藤岡市の場合特に土木工事などは小さい事業が非常に多いわけございまして、150万円とか170万円とかそういう小さい工事が非常に多くて、ほとんどCとかDのランクに属するわけございまして。そういった面でも発注の機会均等というのはかなり図られているかと思っておりますが、ご指摘の点につきましては、今後よく検討させていただきたいと思います。分離発注か一括発注かにつきましては、先ほど申し上げましたので、ご理解をいただけたらと思います。

よろしくお願いたします。

議長（木村喜徳君） 市長。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 青柳議員の質問にお答えをいたします。

先ほど住所とか住まいとか、あるいは株だとか、こういうことを申し上げておりますけれども、私は資産公開もきちんとしている。そして、そこに居住しているということも確かだし、それ以前に私の住所はあそこなのです。あなたは、何をしてそういうことを言いたいのかわかりませんが、あたかも私が何か悪いことをやっているような感じで物事を申しておる。

（議員より「そんなことは言っていないよ。誤解を招かない方がいいと言っているのです。」と発言あり）

そういうことには、これ以上答える必要もございませんが、もう一つ分離と一括の問題は先ほど申したとおりであります。

以上、お答えいたします。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

14番（青柳正敏君） 2回目の質問をさせていただきます。

国において各地方自治体に対して分離分割をできるような体制をつくってほしいというお願いが国から出されております。こうしたものに対して藤岡市の自治体としては、それは国が言っていることで藤岡市は構わないのだ、そういった姿勢でこれからの行政を進めていくのだということを市長は言っていると聞こえてならないわけですが、そういった理解でよろしいのかどうか、この点を伺います。

それから、私は塚本建設の株式を3分の1以上持っているということは、早く言うと非常に金銭的な面において深い関係にある会社だというようなことの中で、市長が誤解を抱かれるおそれがあるということを私は言いたいわけです。これは、直接役職というような中で経営には加わっていないとしても、その株式、株取引という中での権限、またそれによる利益、そういったものが自分が発注する会社から、また自分に入ってくると考えられるわけです。こういったことは適当ではないのではないかとということを私は言いたいわけでありまして、何か市長が私の発言に対して誤解をしているのではないかと感じるものですから、この点は発言させていただきます。やはり、3分の1以上の株主になっている会社ということに関して、もう少し市長自身が距離を置いた中での市長という職につかれるべきではないかと私も思うわけであります。

この、ケース・バイ・ケースにおいて一括また分離をするのだということでありませけれども、こういった自分自身の考え方の中で発注の形態を変えていく、そういったことに関してご都合主義といいますか、そういうことではいけないと私は思いますので、こういったことに対して分割は分割のいいところもあるし、また一括のメリットというものもあるわけです。それで藤岡市としてはこういった場合には分離していきます、こういった事業発注においては一括でいきますというようなことを整理して、ある程度の条文化的なことをしておくべきではないかと思うわけですが、こういった考え方について市長はどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

青柳議員のご質問の中で、分離発注も含めてというご指摘かと思っておりますけれども、一方的ではなくて分離発注も含めて考えているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどの分離か一括かということの中で、ある程度の基準をとというご指摘かと思っておりますが、さっきも説明をさせていただきましたけれども、コストの削減対策の中で検討委員会を設けさせていただいておりますので、そういった中でその問題も含めて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 市長。

市長（塚本昭次君） 先ほど来、いろいろとご指摘をされているようでありますけれども、見解の相違だということの一言に尽きると思います。

国の方針に逆らってそういうことをやるのかというような意味のことを言いましたけれども、決してそういうことはやっておりません。したがって、このそれぞれの事業において適切なる判断の中で、一括か分離かということの選択は我々がやらなければならない、

そういうことだと考えております。

これ以上お答えはいたしませんけれども、想像豊かにいろいろなことを言っていたくのは結構です。結構ですけれども、私は私なりにまじめにちゃんとしてこの行政を貫いている、そういう信念であります。私に会社にずっといて、今、その株を取得したというのなら、そういうご指摘をされても、それは私も誤解を受けるようなことになるかもしれませんが、そういうことではありませんので、その経過というものを十分認識の上、発言をしていただきたいと思います。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 議案第54号工事請負契約の締結についてということで、午前中から午後

にわたりましていろいろな議論がなされてきて、私もずっと聞いておりました。第一小学校の体育館がかなり老朽化をしていて、これはもう、いずれにしても早急に建てかえなければならないということで、優先順位をつけていただいて事業決定をもらったことに対しては、先ほどから質問している議員みんなが非常に感謝をしている、そう承って聞いておりました。そんな中で、一括発注がいいのか分離発注がいいのかということで盛んに議論がなされておりまして、国の方のいろいろな指導、それから時代の流れという中で、いろいろと質疑・応答があったわけです。

ここら辺でひとつ、私の方で整理をしたような形の質問をちょっとさせていただきたいのですが、そのケース・バイ・ケースというのが我々から見ると非常に心配というか、その都度どういうことでどうなのだとということで、そのときによって答弁側は、このところは非常に専門的な業務がかかわるので、これについてはこうだとか、それはそちら側が言っていることであって、我々に何の根拠も示されないまま質疑・応答がなされて議決をしているということ、昨今の議会の傾向を見ているとそういうことでございます。要するに上限で金額云々と技術の内容云々とはまた別かもしれませんが、どこかで一つ線を引いたら、こういったいろいろな問題がなくなるのではないかと考えるわけです。だから、請負金額が200万円ぐらいの小さい工事でこれを分離してみると言っても、そちらの手間の方がかかってしまって、これは大変なことだと思うのです。そういう中で、大体大枠でこのぐらいのところについては一括で発注します、これ以上のものについては分離でやりますというようなものを線を引くということは非常に難しいことで、どこでどう線を引くというのはなかなか大変な作業かと思っておりますけれども、大体大枠この辺のところということで、今後この入札方法について検討する気があるのかどうか。

それからもう一つは、助役が西平井の小学校の体育館のときには一括ではなく分離だったけれども、時代の流れで今回は一括だと言うのだけれども、時代の流れということであ

れば、今回こそ分離発注をするのが適当なのではないか。何の根拠も示されないまま、いつも技術的な問題があるのだとか、そういうことでしか我々には答弁をしていただけないので、その辺も踏まえて助役にもご答弁いただきたい。

それから先ほどから公約で云々という話がありましたけれども、一時、市長が公約だから塚本建設を入札させないということでやっておりましたときに、私の方も「市長、もう会社と離れたというのであれば、正規に指名競争入札の中で塚本建設も入札に参加したらどうですか。」ということで私が提言した記憶があります。そのときに、市長の信念だったのか、公約に対する責任を感じていたのか、どういうことかわかりませんが「いや、今後とも入札には参加はしない。」ということで市長だったか、当時の指名委員長か何かの田所助役だったかは定かではないのですけれども、そういう発言をしておるのも聞いているのです。これが塚本建設であろうとどこの会社であろうと構わないのですが、私としてはその辺の入札の執行に対して、分離が一括かというところできちんと線を分けて、いつもケース・バイ・ケースで不安を感じるような議決のやり方を改善してもらいたい、そう考えるわけですが、その件に関してご答弁をいただきたいと思います。

議長（木村喜徳君） 助役。

（助役 柵木 孝君登壇）

助役（柵木 孝君） 吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初、先ほど時代の流れということの説明しましたが、確かに平成6年に平井小学校の体育館を建設したときと、既に時が7年流れている。そういう意味で時が経っていると、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

そして、分離するか一括にするか、それは基準を設けて、この場合は一括です、この場合は分離です、こういうようなことを言われております。それで、そのケース・バイ・ケースというのは、ちょっとそぐわないではないかという質問だと思うのですが、ケース・バイ・ケースという意味は、あまりそぐわない回答ではないかというように私はとったのでございますが、とにかく一括発注の請負には利点も、また欠点もあるわけです。また、分離発注の利点も欠点もある。こういうことをよく執行部は吟味しながら、自らの判断と責任において決定していく、こういうふうには私たちが考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 助役、時代が流れている、時が経っている、それは全くそのとおりなのですが、そうではなくて、要するに6年前にやったものから時代が流れているかもしれないけれども、どんどん経済状態が悪化をしてきて株価は暴落してきている、失業率が5%を超

えたという市長の話もありました。だから、佐藤議員がさっき言ったように、今だからこそ浅く広く分離発注をしてあげることがいいのではないですかと言っているわけなのです。その当時はまだいろいろなところで民間もどんどん開発があったりだとか、いろいろな公共工事もあったりだとかということで、いろいろ仕事があったわけです。だから、そんなに分けなくてもきちんとその会社その会社で、1年間食べていけるだけの仕事量があったわけです。それが今、なくなってきているからリストラだとか何だとかといって、要するに失業率が増えてきている。

だから、そういうことを考えると時代の流れというのであれば、今だからこそ分離発注が正しいのではないかということなのです。それから、それについてああこうだ言ってもしょうがないから、それは答弁はいいです。だけど、さっき言った要するにケース・バイ・ケースということで、いろいろなメリット・デメリットが一括にも分離にもあるのだということなのだけれども、やっぱりそこら辺には一貫性を持った形で、ケース・バイ・ケースというのは、そのときそのときのご都合主義なのです。ケース・バイ・ケースと英語で言うから、何となく格好いいように聞こえるかもしれないけれども、都合のいいようにやるということなのです。部長、笑っていないでちゃんと聞いていてください。

そういうことではなくて、きちんと一貫性をもってやってもらえれば、毎回毎回こんな質疑というものは出ないのです。だから、こういう技術的なことというのもきちんと説明をいただいて、技術的に非常に複雑なのでこのものについてはこうですとか、そういうものの何か線がないと、そのときそのときで毎回毎回ケース・バイ・ケースのときに質疑というのは出ます。だから、その辺を改善する気はないのかという話をしているわけです。だから、もう一度見直してみますだとか、そういうことでやってもらって「この部分は分離発注が好ましいのだけれども、今回のこういうものについてはこういう事由が発生しているので一括にさせていただきます。」と言えば議会だって納得しなくはないと思うのです。それがいつもいつもケース・バイ・ケースと言うのであれば、我々はどこにターゲットを置いて、どういうことでこの議案に対して検討するのか、そういうことがわからないではないですか。これは難しい工事だからだとか、これはこういうのだからだとか、いつもそのときそのときの言いわけにしか聞こえないのです。

ちゃんと分離と一括の根拠を示してくれと、笠原議員の話にもありました。だからそういうものがきちんとしていれば、こういった質問というのはなくなると思うので、その辺について今後どうするのですか、もう一度お答えいただきます。

議長（木村喜徳君） 助役。

助役（柵木 孝君） 2回目の質問でございますので、自席から答弁させていただきます。

吉田議員の言っている要するにケース・バイ・ケース、そういうことでやっているから

一括か分離かの基準もない、ないからこれはご都合主義なのだとおっしゃいましたけれども、決してそういうことはございません。そして、やはり一貫したものをやっていく方がいいとか、そういうことは十分承知しております。しかしながら、一括がいいか分離がいいか、これはやはり執行部として先ほど申し上げましたとおり自らの判断と責任において執行していきたい、こういうことでございますのでご理解をお願いします。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

2 3 番（吉田達哉君） 自らの判断と責任においてということは、もちろん当たり前のことなのだけれども、やはり国の方から、国等の契約の方針ということで閣議決定した内容が来ていて、前にもほかの議員が朗読したかもしれないけれども、そこには「国は公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。」と書いてある。これは通達が来ているわけです。だから、原則分離発注です、これはもう原則そうした方がいいのではないかとっているのです。だから、原則分離発注に今後はします、しかしそのときのあらゆる状況を想定した中で、このものについてはどうしても一括でやった方が藤岡市の利益になるということがあったら説明をもらって、それで執行していくということだったらわかります。だから、その辺を聞いているのだけれども、責任を持ってやるからとかそういうことは当たり前のことで、別に疑っているわけではないのだけれども、我々に判断材料として、どういうことだからどうなのですよという明確なものが伝わってこないのです。やっぱり議決をする方だって責任があるわけです。

第一小学校の体育館を早くつくってもらいたいのは、議会全員が望んでいることだと思うのです。だけれども、その中の議決の方法が、今、議題としてかかっているわけだから、このものに対していろいろな形で質疑があったり、国からの姿勢がこうなのにこれに沿っていない藤岡市はどういうことですかという質疑が大半を占めているわけです。だから、もう少しその辺を整理してもらわないと、今の内容では全然答弁になりません。3回目だから納得いかなければ私だって立てないですよ。よろしくをお願いします。

議長（木村喜徳君） 助役。

助役（柵木 孝君） 3回目のご質問にお答えいたします。

吉田議員の言われているのは、やはり小泉内閣で先ほどからる質問が出ていますが、今、景気が悪いので中小企業の育成のためにも分離発注をして広く発注した方がいいだろう、こういうことです。そこで、この件なのですけれども、これは3回目なのです。中小企業者の受注機会の確保に関する法律が昭和41年に1回、それと平成8年にも、内閣はわかりませんが再度出ております。今回が3回目だと思っております。

これにつきましても、執行部は議員のご質問のとおり中小企業の育成のためにも分離発

注をすとか、基準とか、そういうものを十分に執行部内部で検討していきたいと思いますので、どうかひとつご理解をお願いしたいと思います。

(議員より「経費の節減にならないじゃないか。」と発言あり)

議長(木村喜徳君) ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第54号工事請負契約の締結について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。